会員各位

東京土地家屋調査士会 会長 野城宏(印略)

日本加除出版株式会社「Legal Garden」について(お知らせ)

平素は会務の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび本会では、日本加除出版株式会社が提供する情報検索サービス「Legal Garden」の団体利用契約を更新いたしました。

当該契約に伴い、本会の会員は、平成32年1月14日までの期間中、「Legal Garden」のすべてのサービスを無償で利用いただけますので、是非ご活用いただきますよう、お知らせいたします。

なお、「Legal Garden」のサービス内容につきましては、下記 URL をご参照ください。 また、ご利用の際にはユーザ登録が必要となります。既に登録済みの方は、自動的にご 利用いただけますが、登録の際に「所属団体」を選択されていない方は、登録情報の変 更が必要となります。新規登録や変更方法については、別紙「ユーザ登録のご案内」を ご参照ください。

Legal Garden について詳しくはこちら

http://www.kajo.co.jp/legalgarden/

【本件に関するお問合せ先】

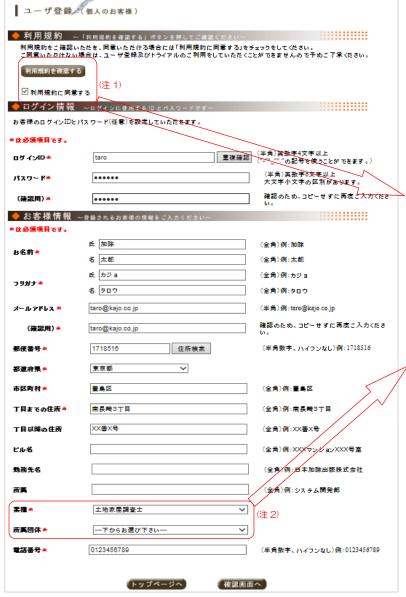
日本加除出版株式会社 リーガルガーデンサポートデスク (月~金(祝日は除く)9:00~17:00)

平成30年12月東京土地家屋調査士会

Legal Garden ユーザ登録のご案内

このたび、東京土地家屋調査士会と日本加除出版株式会社との間で、Legal Garden の団体契約を更新いたしました。東京土地家屋調査士会の会員であれば、下記の登録方法にて登録をすることで、平成32年1月14日までの期間中、Legal Garden のすべてのサービスをご利用いただけます。なお、ユーザ登録の際には、会員ご本人様のお名前でご登録をお願いいたします。また、登録の際に「所属団体」を選択されていない方は、裏面をご覧のうえ登録内容の変更をしてください。上記期間経過後、自動的に有料契約への移行はされません。

(はじめてユーザ登録される方

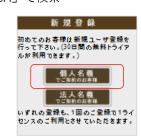


(5) 登録完了後、ログイン ID・管理用 ID 等の通知・確認のため、登録完了のお知らせをメール(右図)にていたします。管理用 ID は、新規ご契約時、ユーザ情報

「ユーザ登録完了のお知らせ」メールが届かない場合、メールアドレスが誤って登録されている可能性がございます。リーガルガーデンサポートデスクまでご連絡ください。

やご契約内容変更の際に必要となります。このメールは大切に保管してください。

- (1) Legal Garden にアクセスします。(https://legalgarden.kajo.jp)または「Legal Garden」で検索
- (2) トップページの左側にある新規登録欄の「個人名義」のボタンを押下します。



(3) ユーザ情報入力画

面(左図)が表示されます。「利用規約に同意する」に ✔をし^(注1)、必須項目に入力してください。 ログイン ID とパスワードは任意となります。

なお、「業種」項目で「土地家屋調査士」を選択いただくと、「所属団体」項目が表示されますので、「東京土地家屋調査士会」を選択してください(注2)。

 兼種 ^米	土地豕屋調宜士	V
所属団体米	東京土地家屋調査士会	V

【ご注意】上記の選択をせずに登録された場合、 このサービスは適用されません。

(4) ユーザ情報入力後、「確認画面へ」ボタンを押下 し、確認画面にて内容に問題がなければ「新規登録」 ボタンを押下します。これでユーザ登録は完了です。

加除 太郎 様
Legal Gardenへのユーザ登録が完了いたしました。 下記団体様向け団体特別サービスをご利用いただけます。 ・○○土地家屋調査士会会員様(平成xx年xx月14日まで)
このたびはLegal Gardenにユーザ登録いただき、誠にありがとうございました。 登録が完了いたしましたので、お知らせいたします。
下記のログインID及びパスワードは、ログインの際に必要となります。 また「管理用ID」は、新規ご契約や、ユーザ情報・ご契約内管を変更する際、 必要となります。このメールは大切に保管してください。
ログインID test001
パスワード ******
管理用ID
ログインはこちらから
https://legalgarden.kajo.jp/

所属団体を選択されていない方



(1) Legal Garden にアクセスします。 (https://legalgarden.kajo.jp) または「Legal Garden」で検索

- (2) ログイン欄からログイン ID およびパスワードを入力し、ログインします。
- (3) 契約更新・明細確認 欄の管理用ID 欄に管理 用IDを入力し「ユーザ 情報確認・変更」ボタ ンを押下します。



(4) ユーザ情報変更画面(左図)が表示されます。 「業種」項目で「土地家屋調査士」を選択いただくと、「所属団体」項目が表示されますので、「東京土地家屋調査士会」を選択して再登録してください(注1)。

業種⊀

土地家屋調査士

所属団体X

東京土地家屋調査士会

【ご注意】上記の選択をせずに登録された場合、 このサービスは適用されません。

(5) ユーザ情報の変更を終えたら、「確認画面」ボタンを押下し、確認画面にて内容に問題がなければ「登録」ボタンを押下します。これでユーザ登録変更は完了です。

(6) 登録変更後、登録変更完了のお知らせをメール(右図)にていたしますので、 ご確認ください。



~~~【日本加除出版からのお知らせ】~~~~~

本ご案内の内容が第三者に漏えいすることのないよう、お取り扱いにご注意ください。 上記の期間経過後、お客様からのお申込みがない限り、自動的に有料契約への移行はされません。 有料契約への移行を希望されるお客様は、お申込み手続きが必要となります。ご契約等に関するご案内や申込方 法については、Legal Garden の HELP またはよくある質問をご覧ください。

本件に関する

日本加除出版株式会社 Legal Garden サポートデスク

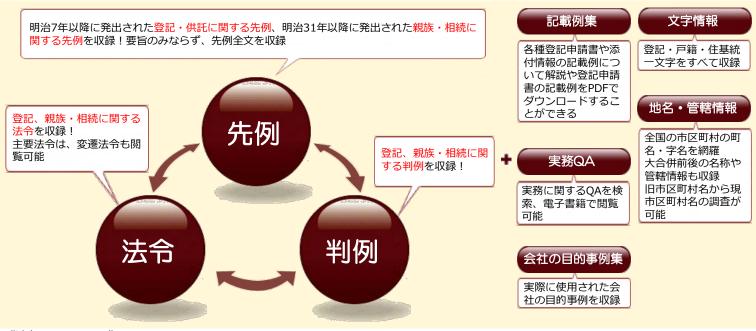
問合せ先:

TEL: 03-3952-5740 E-Mail: lg@kajo.co.jp (月~金(祝日は除く)9:00~17:00)

Legal Garden 校 友 click1 https://legalgarden.kajo.jp

Legal Garden (リーガルガーデン) は、日本加除出版株式会社が提供する情報提供サービスです。登記、親族・相続法の分野に特化した「法令」「判例」「先例」の法律関連情報^(※)、および「地名情報 (官公庁所在地、管轄区域)」「文字 (属性) 情報」をWEB上で検索・閲覧することができます。本サービスは、インターネット接続ができるPC環境があれば、いつでもどこでもご利用が可能です (ID・パスワードによるログイン方式)。

※先例(約16,000件)、判例(約15,000件)、法令(約320件)



《追加コンテンツ》

【実務QA】

書籍『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ』が電子書籍 として閲覧ができます。

また、書籍『Q&A 権利に関する登記の実務シリーズ』『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ』『第2版 Q&A 表示登記 オンライン申請の実務』『全訂 Q&A 不動産登記オンライン申請の実務』『Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務 (第5編 筆界特定編のみ収録)』の「問」「答」の閲覧ができます。(約2,900件)

【会社の目的最新事例集】(約16,400件)

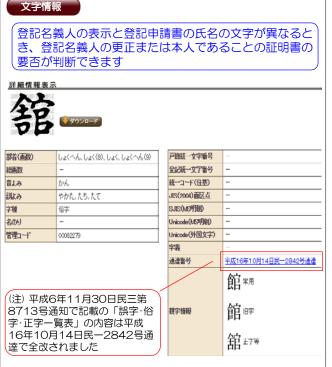
会社の登記・定款作成の際に使用される会社の目的事例について、目的にあった事例を調べることができます。

【旧市区町村名検索】

消滅した市区町村名から現行市区町村が調べられます。

【記載例集(不動産登記)】(約1,000件)

各種登記申請書・添付情報の記載例を多数掲載し、ポイント解説や登記申請書の記載例をPDFでダウンロードすることができます。





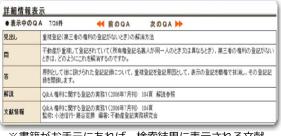
登記業務にお役立ち "実務QA"サービス

好評をいただいている、書籍『表示に関する登記の実務』『権利に関する登記の実務』シリーズおよび『表示登記オンライン申請の実務』『不動産登記オンライン申請の実務』『商業登記オンライン申請の実務』『Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務 (第5編 筆界特定のみ)』から設問を抽出し、簡潔な回答を簡単に検索することができます。(収録件数:約880問/約1,540問/167問/122問/127問/67問)

また、『表示に関する登記の実務』のみ書籍イメージの閲覧・検索ができます。







※書籍がお手元にあれば、検索結果に表示される文献 情報より、解説をご覧いただくことができます 書籍閲覧 ※書籍イメージの閲覧には、Adobe Flash PlayerがインストールされているPC環境が必要です。書籍と併せてご活用ください。



(画面サンプル)

【新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ】 (第 1 巻〜第 5 巻) (全5巻)

第1巻 登記手続総論、土地の表題登記、分筆の登記

第2巻 合筆登記、地積更正、地目変更、地図訂正

第3巻 地積測量図、土地の滅失の登記、特殊登記

第4巻 建物の表題登記・建物の増築の登記

第5巻 建物の合体・合併・分割の登記、区分建物の登記、建物の滅失の

登記、建物図面関係

特別編 筆界特定制度(未収録)

【 Q&A 権利に関する登記の実務シリーズ】 (第1巻~第15巻) (全15巻)

第 1	巻	第1編	総論(上)
第2	巻	第1編	総論(下)
第3	巻	第 2 編	所有権に関する登記(上)
第4	巻	第 2 編	所有権に関する登記(下)
第 5	巻	第3編	用益権に関する登記(上)
第6	巻	第 3 編	用益権に関する登記(下)
第7	巻	第4編	担保権に関する登記(一)
第8	巻	第4編	担保権に関する登記(二)

第9巻 第4編 担保権に関する登記(三) 第10巻 第4編 担保権に関する登記(四)

第 11 巻 第 5 編 仮登記(上)

第 12 巻 第 5 編 仮登記(下)

第 13 巻 第 6 編 変更の登記/更正の登記/末梢の登記/末梢回復の登記 第 14 巻 第 7 編 信託に関する登記/判決による登記/代位による登記

第 15 巻 第 8 編 嘱託登記、立木に関する登記、各種財団等に関する登記、

船舶に関する登記、その他の登記

【新版 Q&A 表示に関する登記の実務】

- ●Q&A 形式で表示に関する登記の問題・疑問点等を解説!
- ●各法務局・地方法務局・土地家屋調査士の現場から寄せられた不動産登記に関する基本的な問題、表示に関する登記の実務上の取扱いに関する問題、民法等の実体法に関わる理論的な問題点のほか、改正不動産登記法の取扱い等を設問として掲げ、これらの設問に対する答とその理由を根拠条文、先例及び判例等と関連づけて簡潔に解説。
- ●表示登記のエキスパートが執筆!初任者の方にも理解しやすい内容。法務局職員、土地家屋調査士等の実務家はもちろん、資格試験受験者まで幅広くご利用いただけます。

【 Q&A 権利に関する登記の実務】

- ●平易な回答で、迅速な事務処理に必須の書です。
- ●権利に関する登記について、民法から登記の手続法に至るプロセスまで丁寧に記述しています。
- 「設問」「答」の段階でわかりやすく説明しています。
- ●登記実務のエキスパートによる監修です。

【第2版 Q&A 表示登記オンライン申請の実務】

- ●利用する際の疑問点、留意点等を167問のQ&Aにまとめた一冊。
- ●手続の流れに沿って実際の画面を掲載し、丁寧かつ実務に活かせる視点で解説。
- ●「ワンポイント」として、申請に関わるものや、パソコン操作 に関するテクニック等を紹介。

【全訂 Q&A 不動産登記オンライン申請の実務】

- ●日本司法書士会連合会・オンライン推進委員会による「格好の 入門書かつ有用な解説書」。
- ●「実践的に活用するための」122問のQ&Aと56のポイントアド バイスを収録。
- ●全訂版では、平成23年2月より運用が開始された「登記・供託 オンライン申請システム」に対応。

【 Q&A 商業登記オンライン申請の実務】

具体的に解説した、約130問のQ&A

- ●商業登記オンライン申請利用時に直面するトラブルを解決する ための、参考事項や留意点などを、Q&Aでわかりやすく解説。
- ●初心者にとって便利な、30のワンポイントアドバイスを収録。
- ●資料編には重要通達等を収録。

【 Q&A 隣地・隣家に関する法律と実務】

不動産に関係する全ての実務家へ!

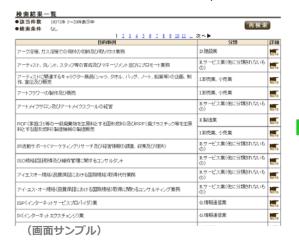
全250問で、関係する実務を網羅!

- 隣地との紛争などの簡裁代理等関係業務、地裁の裁判書類作成業務にも有益な実務の情報を収録。
- ●空き家特措法(平成27年5月26日完全施行)対応。

登記・定款作成で使用される会社の目的事例を約16,400件収録!

"会社の目的事例集"サービス

会社の登記・定款作成の際に使用される会社の目的事例を収録し、簡易に検索できるようになっています。実際に使用された会社の目的事例を多数収録しており、適法性(※1)・営利性(※2)・明確性(※3)のある、お探しの目的に合致した事例を見つけることができます。 (収録件数約16,400件)







- ■会社の目的は、会社法施行後も定款記載事項とされています(会社法第27条)。会社の目的は、定款自治により会社自身が決めるべき性質のものですが、登記官が目的の審査を行うことは会社法施行後も変わりなく、目的の記載に適法性(※1)・営利性(※2)・明確性(※3)を欠くものである場合には受理されないことがあります。実際に使用された実績のある実際に使用された会社の目的事例を多数収録しているため、適法性・営利性・明確性のあるお探しの目的に合致した事例を見つけられます。
- (※1) 法令や公序良俗に反するような会社の目的を記載することはできません。例えば大麻の製造・販売、債権の取立業務 (昭和35・11・26 民事甲2966号回答)などといった目的は、当然に認められないこととなります。
- (※2) 会社法施行前の旧商法には、会社の目的に「営利性」を要求していましたが、会社法施行後、例えば教育の分野や、収益を期待することのできない寄附行為なども会社の目的に含めることができます。しかし、株式会社はあくまでも営利を目的としていることから、事業目的を収益を上げられない事業のみにすることは認められません。
- (※3) 会社の目的は、目的として記載された文言の意味が明瞭であって、広く一般に認知された語句でなければなりません。言葉の意味が不明 瞭の場合、登記所で受理されないことがあります。

旧住所から現在の市区町村名、管轄官公庁がわかる! "旧市区町村名検索"サービス

- ・明治22年施行の市制町村制以降の市区町村の変遷情報を収録
- ・旧市区町村名から検索し、当該旧市区町村から現在の市区町村に至るまでの変遷や現管轄の情報をご確認いただけます
- ・古い登記簿にある旧住所を元に現在管轄する役所を確認が可能



(画面サンプル)



山梨県南都留郡富士河口湖町				
官公庁		官公斤名称	所在地	
		8公开名称	電話番号	
市区町村役場		富士河口湖町役場	〒401-0392 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1700番地	
			0555-72-1111	
法務局		甲府地方法務局鮲沢支局	〒400-0801 山梨県南巨摩郡富士川町鰍沢2543番地4	
	不動産登記		0556-22-0148	
	个则库克配	甲府地方法務局吉田出張所	〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田3丁目9番13号	
			0555-22-0025	
	商業·法人登記	甲府地方法務局	〒400-9520 山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎	

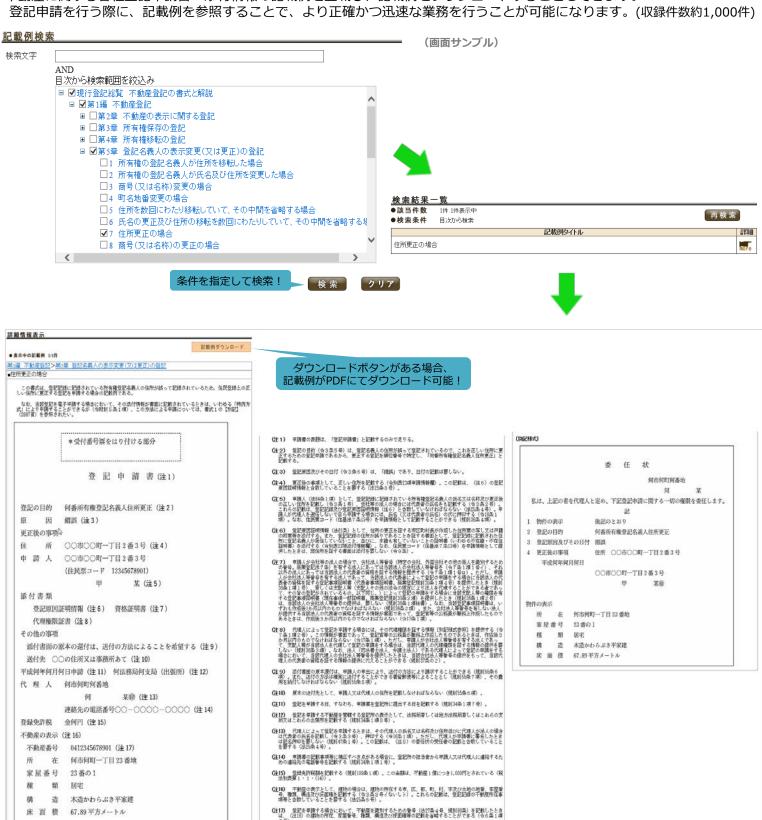
※市区町村以下の住所によって管轄法務局が異なることが 変遷情報※明治22年市時間付別機で以降の情報です。 あり、その場合は表示している市区町村の管轄法務局をすべて表示します。「管轄区域検索」をご利用いただくと、 それぞれの法務局が管轄する住所を検索することができます。

南都留郡鳴沢村(施行日)明治22年7月1日					
明治32年5月17日	分立	現 南都留郡鳴沢社			
		山梨県南都留郡大嵐村(大字大嵐)			
昭和30年4月10日	合併改称	山梨県南都留郡足和田村(大嵐村)			
平成15年11月15日	合併改称	現 山梨県南都留郡富士河口湖町(足和田村)			

加除式書籍「現行 登記総覧 不動産登記の書式と解説」の記載例を多数収録!

"記載例集(不動産登記)"サービス

不動産に関する各種登記申請書・添付情報の記載例を登載し、記載例をダウンロードすることもできます。



詳細情報及び無料トライアルのお申込みはこちらから!



https://legalgarden.kajo.jp